

財 関 第 5 3 5 号
令 和 3 年 7 月 5 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 田 島 淳 志

関 税 法 基 本 通 達 の 一 部 改 正 に つ い て

関 税 法 基 本 通 達 (昭 和 4 7 年 3 月 1 日 蔵 関 第 1 0 0 号) の 一 部 を 下 記 の と お り 改 正 し、令 和 3 年 1 2 月 1 日 か ら 実 施 す る こ と と し た の で、了 知 の 上、貴 関 職 員 及 び 関 係 者 に 周 知 徹 底 さ れ た い。

記

関 税 法 基 本 通 達 の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 紙 「新 旧 対 照 表」の 「改 正 前」欄 に 掲 げ る 部 分 を 「改 正 後」欄 に 掲 げ る よ う に 改 め る。